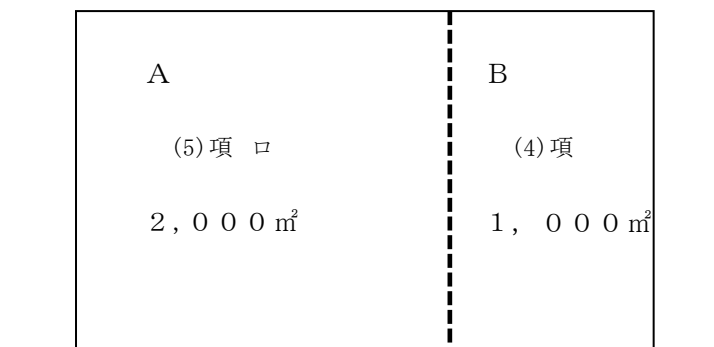


基準 8 令 8 区画の取扱いに関する基準

令 8 区画の取扱いは、次によること。

- 1 令 8 区画とは、令第 8 条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁による区画をいう。
- 2 令 8 区画された部分に対する消防用設備等の設置は、次によること。
 - (1) 令 8 区画された部分ごとに、その用途及び床面積に応じて、消防用設備等を設置することとし、第 8-1 図の例によること。

第 8-1 図 (16) 項イ 延べ 3,000 m²

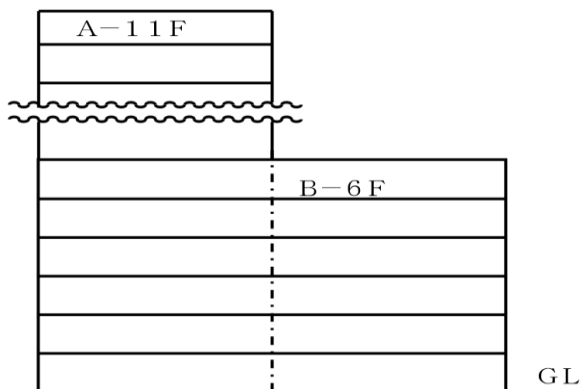


判定 Aは延べ面積 2,000 m²の(5)項口の防火対象物として、Bは延べ面積 1,000 m²の(4)項の防火対象物としてそれぞれ該当する消防用設備等を設置する。

備考 - - - - は、令 8 区画を示す。(以下、当基準内の図において同じ。)

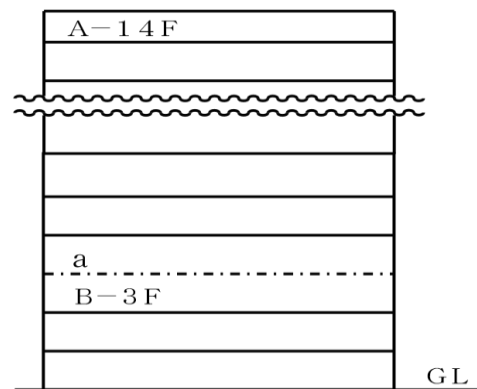
- (2) 令 8 区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置することとし、第 8-2 図の例によること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定は、下の部分の階数を算入し、第 8-3 図の例によること。

第 8-2 図



判定 Aは階数 11 の防火対象物として、Bは階数 6 の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。

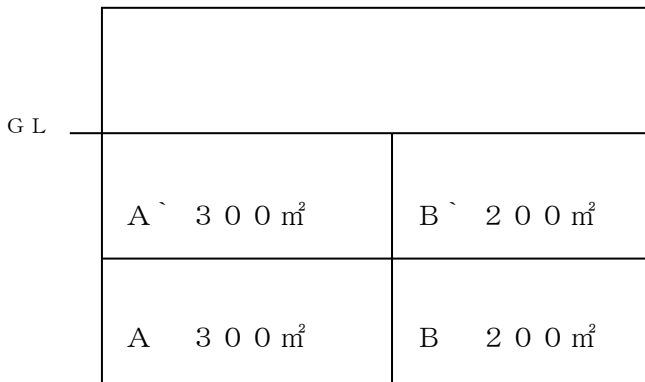
第 8-3 図



判定 Aは階数 14 の防火対象物として、Bは階数 3 の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。また、a 部分は 4 階として該当する消防用設備等を設置する。

(3) 令8区画されている階に階単位の消防用設備等の基準を適用する場合は、区画された部分の床面積を1の階の床面積とみなし、第8-4図の例によること。

第8-4図



判定 地階部分の床面積の合計は、700 m²以上(1,000 m²)であるが、A+A`とB+B`は、地階において、それぞれ700 m²未満となるので、令第28条の2第1項を適用しない。

3 令8区画の構造は、次によること。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等で堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。
- (2) 建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。
- (3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出していること。(第8-5図及び第8-6図参照)ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含み幅3.6m以上にわたり耐火構造(建基法において、当該外壁又は屋根において要求される耐火性能時間以上の耐火性能をいう。)であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかの場合は、この限りでない。

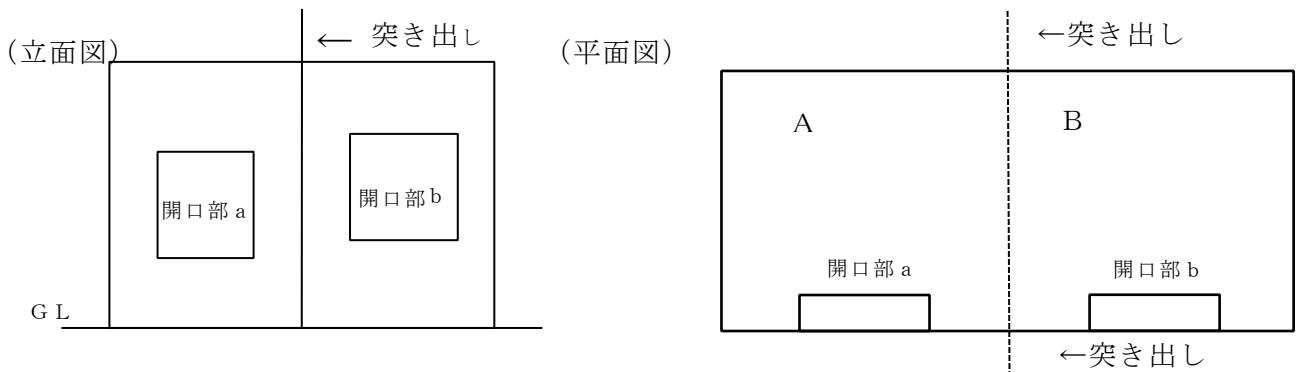
なお、この場合、令8区画を介して両側はそれぞれ1.8m以上を耐火構造とすること。

☆ (第8-7図及び第8-8図参照)

ア 開口部が設けられていないこと。

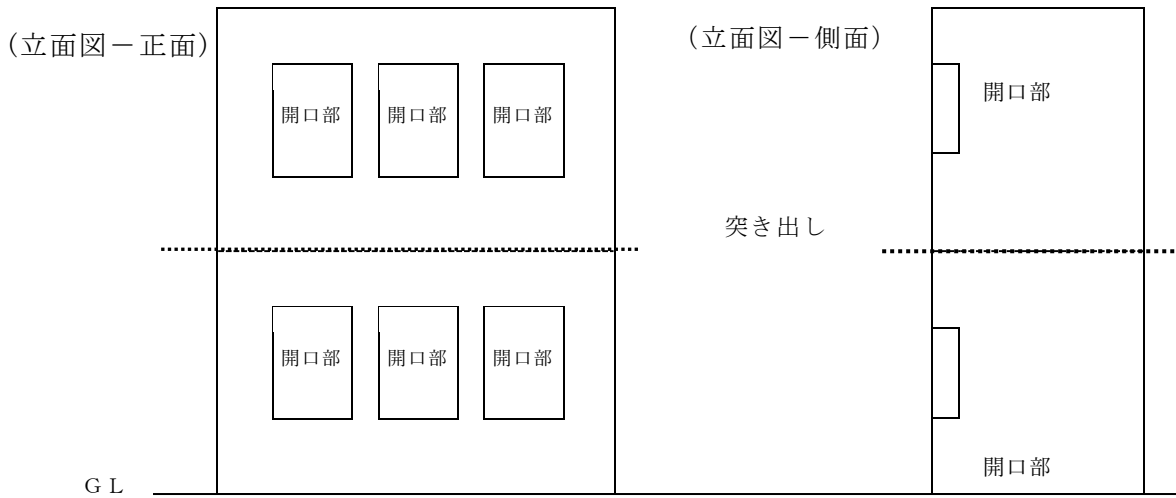
イ 開口部を設ける場合は、防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して0.9m以上離れていること。

第8-5図 垂直に令8区画し、突き出しを設けた例



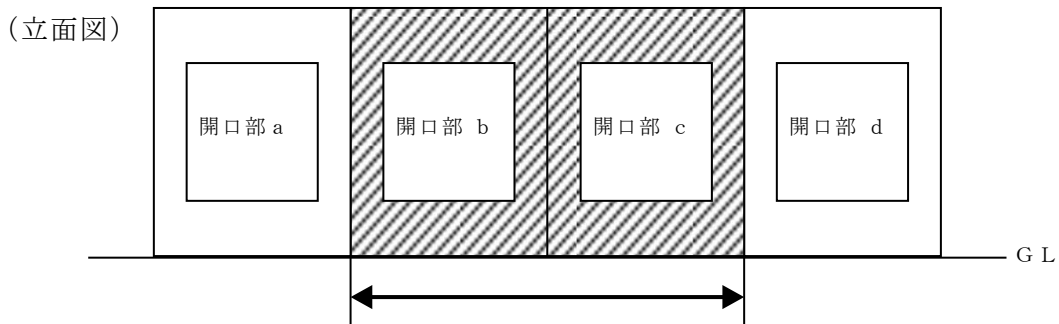
備考 区画を介して設けられている開口部 a 及び b に距離制限及び防火上の規制はない。

第 8 - 6 図 水平に令 8 区画し、突き出しを設けた例



備考 区画を介して設けられている開口部に距離制限及び防火上の規制はない。

第 8 - 7 図 突き出しを設けなくて垂直に令 8 区画した例

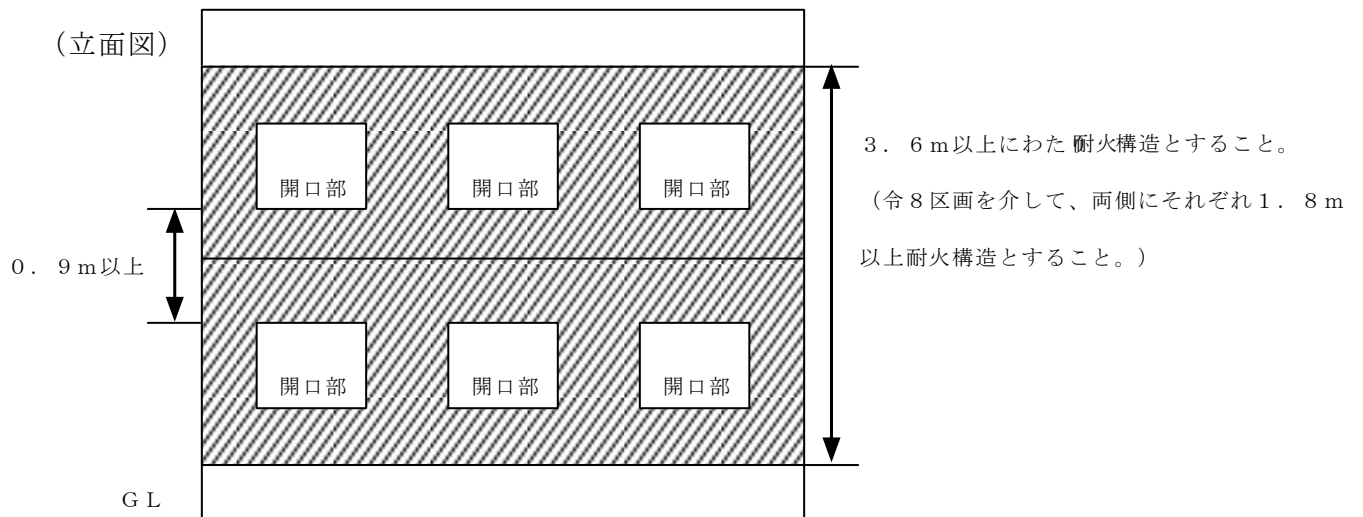


3. 6 m 以上にわたり耐火構造とすること。

(令 8 区画を介して、両側にそれぞれ 1. 8 m 以上耐火構造とすること。)

備考 開口部 b 及び開口部 c は、令 8 区画を介して、0. 9 m 以上離し、かつ、防火戸とすること。

第 8 - 8 図 突き出しを設けなくて水平に令 8 区画した例



3. 6 m 以上にわた耐火構造とすること。

(令 8 区画を介して、両側にそれぞれ 1. 8 m 以上耐火構造とすること。)

備考 各開口部は、令 8 区画を介して 0. 9 m 以上離し、かつ、防火戸とすること。

4 配管（充水されている消火設備の配管を除く。）は、原則として令8区画を貫通することができない。ただし、次に適合する場合又は安全センターにおいて性能評定を受けたものである場合は、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部が、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる。

(1) 配管の用途は、給水管、排水管及び排水管に付属する通気管であること。

(2) 1の配管は、口径200mm以下のものであること。

(3) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合は、当該可燃物が配管の表面に接触しないように措置すること。

(4) 配管の種類は、次のいずれかに掲げるものとする。

ア J I S G 3 4 4 2（水配管用亜鉛めっき鋼管）

イ J I S G 3 4 4 8（一般配管用ステンレス鋼管）

ウ J I S G 3 4 5 2（配管用炭素鋼管）

エ J I S G 3 4 5 4（圧力配管用炭素鋼管）

オ J I S G 3 4 5 9（配管用ステンレス鋼管）

カ J I S G 5 5 2 5（排水用鋳鉄管）

キ 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

ク JWAK132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

ケ JWAK140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）

コ 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）

サ WSP032（排水用ノントールエポキシ塗装鋼管）

シ WSP039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

ス WSP042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

セ WSP054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

(5) 配管及び貫通部の処理は、次によること。

ア 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものは、直径300mm円に相当する面積以下であること。

イ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては200mm）以上であること。

ウ 配管及び貫通部は、一体で、建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

- エ 貫通部の処理は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するよう
に施工すること。
- オ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、
当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。
- カ 前（４）の配管は、「令８区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」
（平成１９年１０月５日消防予第３４４号）によること。